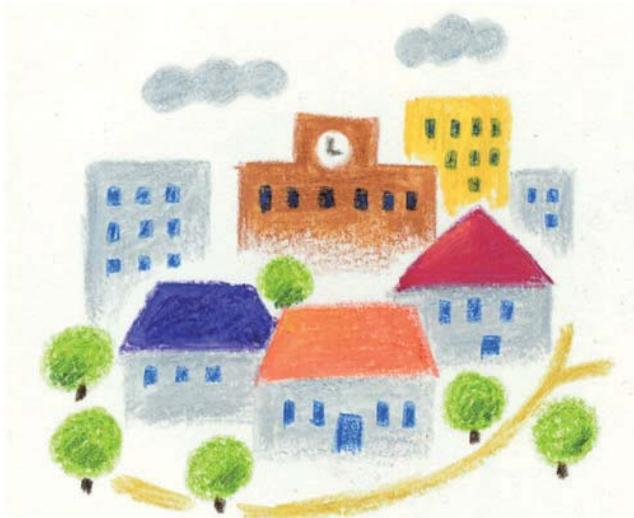


女性労働者の健康・労働実態及び
雇用における男女平等調査報告



第1部 女性労働者の健康・労働実態及び雇用における男女平等調査報告

I 調査の実施概要

1. 調査の目的と背景

全労連女性部の健康・労働実態及び雇用における男女平等調査は、妊娠・出産・育児に関する実態調査とともに1992年から5年ごとに実施をし、今回2007年調査は4回目となる。2002年と2007年の労働実態を比較すると、雇用労働者総数5,331万人から5,523万人(192万人増)、うち女性雇用労働者数は2,161万人から2,297万人(136万人増)、全雇用労働者に占める女性の割合は40.5%から41.6%になった。しかし、この間、構造改革のもとで規制緩和がすすみ、女性雇用労働者のうちパート・臨時・派遣などの非正規雇用労働者の割合は、2002年は49.3%、2007年は53.5%となり、働く女性の2人に1人、全雇用労働者の3人に1人が非正規雇用労働者に置き換えられている。1年間働いても年収が200万円に届かない労働者が1000万人(女性約760万人)をこえ、労働者の平均年収は9年連続して低下している(国税庁「民間給与実態調査」2006年)。短時間労働者を除く女性一般労働者の決まって支給する現金給与額は、2002年は女性238.8万円、男性367.7万円(男女格差64.9)、2006年は女性238.6万円、男性372.7万円(男女格差64.0)で依然として格差は是正されていない。また、労働者の1時間当たり平均所定内賃金は、男性一般労働者を100.0とした場合、女性パート労働者46.8となっている。

次世代育成支援対策推進法成立、育児介護休業法改正(2005年4月施行)、男女雇用機会均等法改正(2007年4月施行)、パート労働法が「改正」(2008年4月施行)された。2008年12月には「仕事と生活の両立(ワークライフバランス憲章)」が策定された。働く女性をめぐる状況は、以前にもまして厳しくなり、仕事と生活を両立させて働き続けることは困難になっている。均等法改正、「女子保護」規定の撤廃から8年。06年均等法改正に向けてのたたかいの中で、女性労働者の状況悪化が明らかになり、今回はそれを総合的に検証したいと考えて調査を実施した。ほぼ同時期に全労連が大規模なパート・臨時・派遣労働者などの実態調査を実施したので、女性部は正規労働者を対象とした。

2. 調査実施時期 2007年1月から3月

3. 調査対象者 組合、組合未加入の正規労働者

4. 集約数 15単産・その他組合及び労働組合未加入者

47都道府県

合計4155名

単産別

建交労	J M I U	自交総連	通信労組	生協労連	全労連全国一般	全印総連
83	7	8	1	102	90	109
日本医労連	福祉保育労	国公労連	自治労連	全教	郵産労	殊法人労連
399	88	2129	538	281	38	105
出版労連	その他労組	組合未加入	無回答	合計		
8	86	48	35	4155		

都道府県別

北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬
324	52	116	35	35	12	31	20	13	19
埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野
198	152	566	82	50	38	33	9	10	164
岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
85	157	188	23	56	73	286	124	68	27
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡
11	20	101	50	100	7	54	141	52	177
佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	無回答	合計	
30	72	94	70	13	47	55	15	4155	